

# 住宅改修の手引き

津山市福祉健康部高齢介護課

## 1 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給申請について

### (1) 住宅改修費の支給申請の流れについて

住宅改修費の支給を受けるには、事前申請に必要な書類を市町村へ提出し、保険給付の対象として適当な住宅改修であるかどうかの確認を受けます。そして、住宅改修完了後に、必要書類を市町村に提出し、事前申請どおりの工事であることが確認されると住宅改修費の支給が決定します。

### (2) 事前申請に必要な書類

住宅改修を行う前に、当該住宅改修が保険給付として適当なものかどうかの確認を受けるために下記のことを揃えて市町村の窓口へ提出することになります。

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前協議書(施行規則第75条第1項第一号、第94条第1項第一号)

住宅改修に要する費用の見積もり(施行規則第75条第1項第二号、第94条第1項第二号)

住宅改修理由書(施行規則第75条第1項第三号、第94条第1項第三号)

住宅改修の予定の状態が確認できる図面、写真等(施行規則第75条第1項第四号、第94条第1項第四号)

### (3) 住宅改修完了後に必要な書類(事後申請に必要な書類)

住宅改修が完了したときには、下記のことを提出して市町村の確認を受け、住宅改修費の支給が決定します。

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書及び請求書(施行規則第75条第1項第五号、第94条第1項第五号)

領収書、工事費内訳書(施行規則第75条第1項第六号、第94条第1項第六号)

完成後の状態を確認できる改修前、改修後の写真等(施行規則第75条第1項第七号、第94条第1項第七号)

住宅の所有者の承諾書(施行規則第75条第3項、第94条第3項)

住宅の所有者と被保険者が異なる場合

## 2 介護保険において住宅改修費の支給対象となる住宅改修の種類について

### (1) 手すりの取付け(住宅改修告示第一号)

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するものです。手すりの形状は、二段式、縦つけ、横つけ等適切なものとします。

なお、用具貸与告示第7項に掲げる「手すり」に該当するものは除きます。

(2) 段差の解消(住宅改修告示第二号)

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。

ただし、用具貸与告示第8号に掲げる「スロープ」または用具購入告示第3項第5号に掲げる「浴室すのこ」を置くことによる段差の解消及び昇降機、リフト、段差解消機等、動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれます。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(住宅改修告示第三号)

居室においては畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されます。

(4) 引き戸等への扉の取替え(住宅改修告示第四号)

開き戸を引き戸、折り戸、アコ ディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、保険給付の対象となりません。

(5) 洋式便器等への便器の取替え(住宅改修告示第五号)

和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的ですが、用具購入告示第1項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれます。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能等への付加は含まれません。

さらに、非水洗和式便器から水洗式洋式便器または簡易水洗洋式便器に取替える場合は、水洗化または簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は、保険給付の対象外となります。

(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、以下のものが考えられます。

手すりの取付けのための壁の下地補強など

浴室の床段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事など  
 床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備など  
 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事など  
 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）  
 便器の取替えに伴う床材の変更など

### 3 支給限度基準額について

#### (1) 支給限度基準額

住宅改修の支給限度基準額は、同一の住宅で20万円です。20万円の住宅改修を行った場合、18万円（9割）が保険で支給され、自己負担は2万円（1割）となります。また、20万円を超えた場合は、超えた部分が全額自己負担となります。

#### (2) 要介護状態が著しく重くなった場合の例外（施行規則第76条第2項、特例告示）

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、下記のように要介護状態区分が3段階以上上がった場合に、例外的に、改めて支給限度基準額20万円分の住宅改修費が受けられます（初回分の住宅改修について支給限度支給額の残額があっても、追加分に持ち越されず20万円となります）。

なお、この例外は、同一住宅・同一要介護者について1回のみ適用されます。

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分
要支援1（第一段階）	要介護3（第四段階）・要介護4（第五段階）・要介護5（第六段階）
要支援2・要介護1（第二段階）	要介護4（第五段階）・要介護5（第六段階）
要介護2（第三段階）	要介護5（第六段階）

#### (3) 転居した場合の例外（施行規則第76条第1項、第95条）

支給限度額管理は、現に居住している住宅について行われるため、転居した場合には、改めて上限に達するまで住宅改修費の支給を受けられます。（転居前の住宅について支給限度基準額の残額があっても、転居後の住宅については持ち越されず、20万円となります。）

#### 4 住宅改修費の算定上の留意事項について

##### (1) 住宅改修の設計及び積算の費用

住宅改修費の前提として行われた設計および積算の費用は、住宅改修が行われた場合には住宅改修費の支給対象となりますが、実際に住宅改修が行われなかった場合には支給対象となりません。

##### (2) 新築又は増改築の場合

住宅を新築する場合は支給対象となりません。また、増改築の際に廊下の拡幅にあわせた手すりの取付けや便所の拡張に伴う和式便器から洋式便器への取替えを行った場合には、手すりの取付けや便器取替えの費用に限って支給対象となります。

##### (3) 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合

支給対象となる住宅改修と併せて支給対象外の工事も行われた場合、対象部分の抽出・按分等の適切な方法で支給対象費用を算出することになります。

##### (4) 被保険者等（要介護者等）自らが住宅改修を行った場合

被保険者等（要介護者等）が自ら材料を購入し、本人・家族等によって住宅改修が行われる場合は、材料の購入費が支給対象となります。

##### (5) 同一住宅に複数の被保険者（要介護者等）がいる場合の住宅改修費の費用

複数の被保険者等（要介護者等）が同一住宅に居住し、複数の被保険者等（要介護者等）についての住宅改修が行われた場合には、各被保険者等（各要介護者等）に有意な範囲を特定し、申請の対象となる住宅改修の範囲が重複しないようにしなければなりません。

## 5 参考資料

介護保険法（平成9年法律第123号）

### （居宅介護住宅改修費の支給）

第四十五条 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修（以下「住宅改修」という。）を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。

2 居宅介護住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

3 居宅介護住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。

4 居宅要介護被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する居宅介護住宅改修費の額の総額は、居宅介護住宅改修費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。

5 前項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。

6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護住宅改修費支給限度基準額とすることができる。

7 居宅介護住宅改修費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅介護住宅改修費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

8 市町村長は、居宅介護住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者（以下この項において「住宅改修を行う者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

### （介護予防住宅改修費の支給）

第五十七条 市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防住宅改修費を支給する。

2 介護予防住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

- 3 介護予防住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。
- 4 居宅要支援被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する介護予防住宅改修費の額の総額は、介護予防住宅改修費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。
- 5 前項の介護予防住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。
- 6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の介護予防住宅改修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における介護予防住宅改修費支給限度基準額とすることができる。
- 7 介護予防住宅改修費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該介護予防住宅改修費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。
- 8 市町村長は、介護予防住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者（以下この項において「住宅改修を行う者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）

（居宅介護住宅改修費の支給が必要と認める場合）

第七十四条 居宅介護住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要介護被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

（居宅介護住宅改修費の支給の申請）

第七十五条 居宅介護住宅改修費の支給を受けようとする居宅要介護被保険者は、住宅改修（法第四十五条第一項に規定する住宅改修をいう。以下同じ。）を行おうとするときには、あらかじめ、第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出し、住宅改修が完了した後に第五号から第七号までに掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 当該申請に係る住宅改修の内容、箇所及び規模並びに当該住宅改修を施工する者の氏名又は名称

- 二 当該申請に係る住宅改修に要する費用の見積り及びその着工予定の年月日
  - 三 介護支援専門員その他居宅要介護被保険者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者が作成する書類であって、当該申請に係る住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの
  - 四 当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの
  - 五 当該申請に係る住宅改修に要した費用並びにその着工及び完成の年月日
  - 六 当該申請に係る住宅改修に要した費用に係る領収証
  - 七 当該申請に係る住宅改修の完了後の状態を確認できる書類等
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、住宅改修が完了した後に同項第一号及び第三号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出することができる。
- 3 住宅改修を行った住宅の所有者が当該居宅要介護被保険者でない場合には、第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類に、当該住宅の所有者が当該住宅改修について承諾したことが確認できる書類を添付しなければならない。

(居宅介護住宅改修費の上限額の算定方法)

第七十六条 法第四十五条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

- 一 当該申請に係る住宅改修の着工日における当該住宅改修の種類に係る法第四十五条第五項に規定する居宅介護住宅改修費支給限度基準額
- 二 居宅要介護被保険者が住宅改修を行ったときに現に居住している住宅(以下この条において「現住宅」という。)以外の住宅であって現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類 of 住宅改修に要した費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額
- 三 現住宅に係る当該住宅改修と同一の種類 of 住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額

- 2 前項の規定にかかわらず、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合における法第四十五条第四項の規定により算定する額は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

(介護予防住宅改修費の支給が必要と認める場合)

第九十三条 介護予防住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要支援被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

(介護予防住宅改修費の支給の申請)

第九十四条 介護予防住宅改修費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、住宅

改修を行おうとするときには、あらかじめ、第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出し、住宅改修が完了した後に第五号から第七号までに掲げる書類等を提出しなければならない。

- 一 当該申請に係る住宅改修の内容、箇所及び規模並びに当該住宅改修を施工する者の氏名又は名称
  - 二 当該申請に係る住宅改修に要する費用の見積り及びその着工予定の年月日
  - 三 介護支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者が作成する書類であって、当該申請に係る住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの
  - 四 当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの
  - 五 当該申請に係る住宅改修に要した費用並びにその着工及び完成の年月日
  - 六 当該申請に係る住宅改修に要した費用に係る領収証
  - 七 当該申請に係る住宅改修の完了後の状態を確認できる書類等
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、住宅改修が完了した後に同項第一号及び第三号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出することができる。
- 3 住宅改修を行った住宅の所有者が当該居宅要支援被保険者でない場合には、第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類に、当該住宅の所有者が当該住宅改修について承諾したことが確認できる書類を添付しなければならない。

(介護予防住宅改修費の上限額の算定方法)

第九十五条 法第五十七条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

- 一 当該申請に係る住宅改修の着工日における当該住宅改修の種類に係る法第五十七条第五項に規定する介護予防住宅改修費支給限度基準額
- 二 居宅要支援被保険者が住宅改修を行ったときに現に居住している住宅(以下この条において「現住宅」という。)以外の住宅であって、現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類住宅改修に要した費用について既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額
- 三 当該居宅要支援被保険者が現住宅に係る当該住宅改修と同一種類の住宅改修に要する費用について既に受給しているそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百を乗じた額の合計額